

令和8年度版

ごみと資源と わたしたち

— 教師用資料編 —



— 名古屋市環境局 —

目 次

(カッコ内は児童編の関連ページ)

I	ごみ処理量・資源分別量の推移	2 (10～11、26～29)
II	ごみ・資源の種類	6 (1～9、38)
	1 可燃ごみ	6
	2 不燃ごみ	6
	3 発火性危険物	6
	4 粗大ごみ	6
	5 水銀が使われているもの(蛍光灯・水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計)	6
	6 電池類	6
	7 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	7
	8 家庭の使用済みパソコン	7
	9 空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ、紙パック	8
	10 古紙類(新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・紙パック)、衣類・布類	8
	11 食用油	8
	12 小型家電・充電式家電	8
III	ごみ処理の流れ	9 (16～17)
	1 可燃ごみ	9
	2 不燃ごみ・粗大ごみ	9
IV	資源のリサイクル	10 (22～23)
	1 プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ、ペットボトル	10
	2 空きびん、空き缶、紙パック	10
	3 小型家電・充電式家電、食用油	10
V	ごみ処理・資源選別施設	11 (16～21、24～25)
	1 焼却工場	11
	2 破碎施設	12
	3 埋立処分場	13
	4 資源選別施設	14
VI	ごみ処理・資源収集等の経費・人員	15 (12)
VII	第6次一般廃棄物処理基本計画の概要	16 (26～29)
	1 基本理念	16
	2 目標値	17
VIII	本市のごみ減量施策	18 (30～39、42～45)
	1 循環型社会に向けた社会経済システムの構築	18
	2 プラスチック資源循環	18
	3 食品ロスの削減	19
	4 リユースの促進	20
	5 家庭系自主回収の促進(集団資源回収など)	21
	6 環境学習センター「エコパルなごや」	23
	7 その他のごみ減量施策	23
その他		25
	参考1 循環型社会形成の推進のための法体系	25
	参考2 3Rの意義	26
	参考3 容器包装リサイクル法	27
	参考4 名古屋 ECO ころ隊について	28

平成10年度まで、名古屋市のごみ処理量は、右肩上がりに増加し100万トンに迫っていた。こうした状況のなか、平成11年1月、次期埋立処分場として計画してきた藤前干潟埋立事業の中止や、ごみ焼却工場の処理能力の限界により、緊急のごみ減量対策をとる必要が生じた。そこで、翌2月に、「ごみ非常事態」を宣言し、2年間で20%、20万トンのごみ減量目標を掲げた。

「ごみ非常事態宣言」以降、空きびん・空き缶の資源収集の全市拡大、集団資源回収・リサイクルステーションへの助成強化、事業系ごみの全量有料化、さらに平成12年8月から大都市の中で先駆けて開始したプラスチック製・紙製容器包装の資源収集などの取り組みにより、大幅なごみ減量を達成した。

現在は、埋め立て処分場や焼却工場の処理能力のためだけでなく、持続可能な社会の実現のため、大量生産・大量消費を行う一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められている。そのなかでも、リサイクルはコストがかかることに加え、CO₂の排出など環境負荷も伴うことから、2R「発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)」の取り組みを進め、ごみも資源も元から減らすライフスタイルを確立することが必要となっている。

ごみ処理量・資源分別量の推移（単位：トン）

年度	ごみ処理量 (a) (対前年比)	資源分別量 (b) (対前年比)	総排出量 (a+b) (対前年比)
H 10	997,266 (—)	140,317 (—)	1,137,583 (—)
11	893,916 (0.90)	206,410 (1.47)	1,100,325 (0.97)
12	764,702 (0.86)	285,578 (1.38)	1,050,279 (0.95)
13	734,825 (0.96)	332,466 (1.16)	1,067,292 (1.02)
14	732,674 (1.00)	343,450 (1.03)	1,076,124 (1.01)
15	744,727 (1.02)	355,390 (1.03)	1,100,117 (1.02)
16	710,863 (0.95)	368,603 (1.04)	1,079,467 (0.98)
17	703,398 (0.99)	379,288 (1.03)	1,082,686 (1.00)
18	705,116 (1.00)	379,609 (1.00)	1,084,726 (1.00)
19	682,748 (0.97)	390,836 (1.03)	1,073,584 (0.99)
~~~~~			
26	619,903 (0.99)	305,191 (0.97)	925,095 (0.99)
27	621,312 (1.00)	297,121 (0.97)	918,432 (0.99)
28	614,697 (0.99)	286,740 (0.97)	901,437 (0.98)
29	611,105 (0.99)	285,250 (0.99)	896,355 (0.99)
30	610,663 (1.00)	277,035 (0.97)	887,698 (0.99)
R 1	632,363 (1.04)	248,616 (0.90)	880,980 (0.99)
R 2	587,864 (0.93)	240,221 (0.97)	828,086 (0.94)
R 3	581,253 (0.99)	241,695 (1.01)	822,948 (0.99)
R 4	574,108 (0.99)	224,661 (0.93)	798,769 (0.97)
R 5	554,410 (0.97)	237,367 (1.06)	791,777 (0.99)
R 6	543,224 (0.98)	244,301 (1.03)	787,525 (0.99)

ごみ処理量の内訳 (単位：トン)

年度	ごみ収集 (a)					自己搬入 (b)※2	ごみ処理量 (a) + (b)	人口(人) (10月1日時点)
	可燃ごみ	不燃ごみ※1	粗大ごみ	環境美化	小計			
H 10	578,591	128,585	19,241	6,199	732,616	264,650	997,266	2,161,680
11	548,387	107,456	8,915	5,345	670,103	223,812	893,916	2,167,327
12	440,763	77,884	14,083	4,968	537,698	227,004	764,702	2,171,557
13	418,178	63,761	10,166	4,400	496,504	238,321	734,825	2,177,451
14	419,115	64,525	10,357	3,956	497,953	234,721	732,674	2,186,075
15	423,528	67,305	10,556	3,302	504,691	240,036	744,727	2,193,376
16	382,537	62,244	10,256	3,373	458,410	252,453	710,863	2,202,111
17	383,618	61,411	9,995	2,996	458,021	245,377	703,398	2,215,062
18	385,300	63,900	10,562	1,877	461,638	243,478	705,116	2,223,148
19	376,661	61,304	9,935	1,894	449,793	232,955	682,748	2,236,561
26	388,563	18,016	6,912	1,914	415,405	204,498	619,903	2,276,590
27	389,247	18,056	7,162	1,857	416,322	204,990	621,312	2,295,638
28	383,567	17,477	7,004	1,656	409,704	204,993	614,697	2,304,794
29	381,768	17,999	7,489	1,511	408,767	202,338	611,105	2,314,125
30	379,625	18,663	8,311	1,448	408,046	202,617	610,663	2,320,361
R 1	383,278	18,662	8,848	1,307	412,095	220,268	632,363	2,327,557
R 2	385,653	20,180	9,973	1,343	417,149	170,715	587,864	2,332,176
R 3	379,891	17,921	9,761	1,350	408,923	172,330	581,253	2,325,916
R 4	370,087	15,646	8,870	1,340	395,942	178,165	574,107	2,325,778
R 5	354,513	14,509	8,385	1,268	378,676	175,734	554,410	2,326,683
R 6	343,897	13,327	8,061	1,270	366,554	176,669	543,224	2,331,264

※1 蛍光灯、水銀体温計・水銀温度計の収集量を含む(平成29年度～)、電池類の収集量を含む(令和4年度～)。

※2 引越に伴うごみなどの臨時に大量に排出する廃棄物や店舗から排出される食物くずなどの事業系一般廃棄物を、市民自らあるいは一般廃棄物処理業者へ委託し、本市のごみ処理施設へ搬入すること。

資源分別量の内訳 (単位：トン)

年度	市収集 (a)								自主回収 (b)			合計 (a) + (b)	
	空き缶	空きびん	紙パック ※1	ペット ボトル	プラスチック 資源※2	紙製容器包装・ 雑がみ※3	その他	小型家電、 食用油※4	小計	家庭系 ※5	事業系 ※6		小計
H10	4,602	11,604	207	509	—	—	—	—	16,921	49,603	73,794	123,397	140,317
11	8,199	17,590	337	1,353	—	—	—	—	27,479	69,989	108,941	178,930	206,410
12	8,468	20,348	456	3,186	10,963	9,370	—	—	52,792	105,366	127,420	232,786	285,578
13	7,845	21,439	443	4,901	19,525	16,439	—	—	70,592	130,490	131,384	261,874	332,466
14	6,578	21,279	372	5,292	23,433	17,076	—	—	74,031	134,647	134,772	269,419	343,450
15	5,505	20,026	320	5,647	26,735	17,816	—	—	76,049	134,701	144,640	279,341	355,390
16	5,211	17,449	286	6,322	28,360	17,886	642	—	76,156	136,750	155,697	292,447	368,603
17	4,954	18,023	251	6,615	29,191	17,513	672	—	77,220	136,268	165,800	302,068	379,288
18	4,548	17,646	233	6,904	30,300	17,442	742	—	77,816	135,621	166,172	301,793	379,609
19	4,271	16,198	208	7,129	29,887	17,489	835	—	76,017	133,632	181,187	314,819	390,836
26	2,900	15,264	70	6,802	23,224	10,716	—	155	59,130	94,668	151,394	246,062	305,191
27	2,753	15,226	50	6,802	22,879	10,241	—	143	58,095	89,797	149,228	239,025	297,121
28	2,746	14,661	40	6,930	22,866	9,598	—	165	57,005	84,127	145,608	229,735	286,740
29	2,718	14,230	33	6,964	22,267	9,139	—	176	55,527	76,341	153,381	229,722	285,250
30	2,697	13,705	34	7,309	21,668	8,658	—	226	54,297	70,553	152,185	222,738	277,035
R 1	2,710	13,292	32	7,563	22,025	8,566	—	232	54,421	66,998	127,198	194,196	248,616
R 2	3,048	13,861	28	7,782	22,782	8,311	—	278	56,091	59,993	124,137	184,130	240,221
R 3	2,870	13,429	28	7,947	23,113	8,070	—	263	55,721	57,149	128,825	185,974	241,695
R 4	2,478	12,740	24	8,149	23,091	7,709	—	266	54,457	53,641	116,564	170,205	224,661
R 5	2,073	12,281	281	7,829	22,732	7,781	—	321	53,039	48,541	135,787	184,328	237,367
R 6	1,752	11,805	314	8,069	25,720	7,469	—	343	55,472	44,197	144,632	188,829	244,301

※1 紙製容器包装・雑がみに排出された紙パックを含む(令和5年度～)。※2 プラスチック製品の資源分別量を含む(令和6年度～)。 ※3 雑がみ・古紙(新聞・雑誌・段ボール)の資源分別量を含む。

※4 充電式家電の資源分別量を含む(令和4年度～)。※5 集団資源回収等の市民による自主的な資源回収によるもの。

※6 許可業者の収集等により事業者が自主的に資源化したもの。

## 藤前干潟とごみ非常事態宣言

名古屋市のごみ処理量は一貫して右肩上がりが増え続け、平成 10 年度には年間 100 万トンに迫り、焼却・埋立の両面で処理能力の限界を迎えつつある状況になっていた。

藤前干潟に次期埋立処分場を建設する計画を進めていたが、藤前干潟が渡り鳥の貴重な飛来地であったため、埋立中止を求める声が強まっていた。こうした状況の中、平成 11 年 1 月、藤前干潟の埋立計画の中止を決断した。「快適で清潔な市民生活と自然環境の保全との両立」をいかにして図るべきか悩み抜いた末の決断であった。

平成 11 年 2 月には「ごみ非常事態宣言」を発表。市民・事業者に対し、名古屋市のごみ処理の窮状を率直に伝えるとともに、市民・事業者・行政の協働のもとで、20 世紀中(2 年間)に 20%、20 万トンという大幅なごみ減量を訴えた。

### 家庭系ごみは …

- 指定袋制の導入
- プラスチック製・紙製容器包装の分別収集
- 空きびん・空き缶収集の全市拡大(9→16区)
- 集団資源回収への助成強化(小学校区を単位とする学区協議会方式の開始)
- 粗大ごみの有料化 など

### 事業系ごみは …

- 古紙・空きびん・空き缶・ペットボトル・発泡スチロールの名古屋市処理施設への搬入禁止
- 産業廃棄物の全面受入中止
- 全量有料化
- 指定袋制の導入 など

「宣言」後、「プラスチック製容器包装」、「紙製容器包装」の新資源収集を始め様々な施策を矢継ぎ早に実施し、平成 12 年度のごみ処理量は 76.5 万トンと、「ごみ非常事態宣言」に掲げた目標を達成することができた。

藤前干潟は、平成 14 年 11 月 18 日、日本有数の渡り鳥の飛来地として「ラムサール条約」に登録され、現在に至っている。「ラムサール条約」は、1971 年にイランのラムサールで採択された、渡り鳥や魚等、色々な生き物が棲めるような国際的に重要な湿地を守るための条約。国内では、釧路湿原を始めとして 54 か所が登録されている。(令和 7 年 12 月末現在)

藤前干潟周辺には、干潟やそこで暮らす生きものについて学べる施設があり、学校による利用にも対応している。

- 稲永ビジターセンター(環境省)  
電話：389-5821 URL：<https://chubu.env.go.jp/wildlife/fujimae/index.html>
- 藤前干潟活動センター(環境省)  
電話：309-7260 URL：<https://chubu.env.go.jp/wildlife/fujimae/index.html>
- 名古屋市野鳥観察館  
電話：381-0160 URL：<http://www.inae-bird-watching-place.org/>

**令和6年度ごみ処理量（重量・推計容積）**

区 分		ごみ処理量(t)	比重(t/m ³ )	推計容積(m ³ )※
市 収 集	可燃ごみ	343,897	0.08	4,298,707
	不燃ごみ	13,327	0.12	111,058
	粗大ごみ	8,061	0.06	134,347
	環境美化	1,270	0.60	2,117
自己搬入	焼 却	167,971	0.21	799,862
	埋 立	2,952	0.09	32,805
	中 間	5,746	0.06	95,763
合 計		543,224	—	5,474,658

※ 推計容積(m³) = ごみ処理量(t) ÷ 比重(t/m³)

※ 比重(t/m³)は、令和4～令和6年度の平均値

※ 不燃ごみには、蛍光管等含む

【児童編 P.10 解説】

市全体で1日に出るごみ処理量 **1,488 t**

令和6年度ごみ処理量 543,224 t ÷ 令和6年度の日数 365 日 ÷ 1,488 t

クイズ2の答え **約 300 頭**

市全体で1日に出るごみの量 1,488 t ÷ ゾウの体重 5 t ÷ 300 頭

※インドゾウの体重約 5 t より算出（出典：平凡社世界大百科事典）

市全体で1日に出るごみの容積（児童編に記載なし） **14,999 m³**

令和6年度の推計容積 5,474,658 m³ ÷ 令和6年度の日数 365 日 ÷ 14,999 m³

容積の小学校の教室数への換算（児童編に記載なし） **77 部屋**

ごみの容積 14,999 m³ ÷ 小学校の教室の標準容積 195 m³ ÷ 77

【児童編 P.11 解説】

市全体で1日に回収される資源の量 **669 t**

令和6年度資源分別量 244,301 t ÷ 令和6年度の日数 365 日 ÷ 669t

## Ⅱ ごみ・資源の種類

(児童編 p.1~9、38)

### 1 可燃ごみ

生ごみ(厨芥類)などの可燃ごみは、週2回プレス車で収集している。

収集方法は、各家庭の前に排出されたごみを積み込む各戸収集である。ただし、集合住宅や狭い道などにおいては、所定の場所への持ち出しの協力をお願いしている。出すときには可燃ごみ用指定袋を用いる。

なお、令和6年4月実施の分別区分変更により、これまで可燃ごみであった「プラスチック製品」のうちプラスチックのみでできている製品は、「プラスチック資源」として収集を行っている。

#### 家庭系可燃ごみ細組成調査 (単位: %)

厨芥類	紙パック	紙製容器包装	新聞・雑誌 段ボール・雑がみ	その他紙類	草木類	繊維類	プラスチック類	その他
29.18	0.38	3.86	10.17	20.48	10.92	6.59	12.26	6.15

※名古屋市内3地域(1つの地域の世帯数は約150世帯)の可燃ごみの組成を調査したもの。  
(令和6年度の推計値)

### 2 不燃ごみ

ガラス・陶磁器や金属などの燃やすことができないごみについては、不燃ごみとして月1回プレス車で収集している。

収集方法は、可燃ごみと同様に各戸収集であり、出すときには不燃ごみ用指定袋を用いる。

### 3 発火性危険物

発火性危険物は、可燃ごみ収集日に資源用指定袋(家庭で不要になった無色透明の袋で代替可)で出してもらい、可燃ごみ収集時に収集車の横かごに積み込む各戸収集である。

発火性危険物は、収集車の火災の原因となる、「使い捨てライター」、「スプレー缶類」、「固形燃料(缶タイプ)」、「加熱式たばこ・電子たばこ」の収集を行っている。

### 4 粗大ごみ

家具、自転車、家電製品などの30cm角を超える大型ごみは、主にプレス車で収集している。

収集方法は、電話、インターネットでの事前申込制、有料制(250円~1,500円)による各戸収集を実施している。

なお、家電リサイクル法対象製品、パソコンリサイクル対象製品は、粗大ごみとして収集しない。

### 5 水銀が使われているもの(蛍光管・水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計)

「水銀に関する水俣条約」や、同条約に基づく「水銀汚染防止法」に対応して、蛍光管等に含まれる水銀を資源化・適正処理するため、蛍光管・水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計の拠点回収を行っている。蛍光管は家電販売店やホームセンター等の回収協力店舗及び環境事業所で、水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計は環境事業所で回収している。

### 6 電池類

令和4年7月から『電池類』として、アルカリ・マンガン乾電池、ボタン電池、リチウム電池、小型充電式電池(リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池)、モバイルバッテリー等の各戸収集を開始した。電池類は、テープ等を貼って絶縁処理をしてから無色透明の袋(指定袋は使用不可)に入れ、プラスチック資源収集日に出してもらい、プラスチック資源収集時に収集車の横かごに積み込む各戸収集である。

電池類は発火性危険物同様、ごみ収集車や処理施設の中でそれらが発火し、火災を招く事例が多発している。電池類の収集はこれらの火災を未然に防ぐために実施した。

## 7 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

「家電リサイクル法（正式名称「特定家庭用機器再商品化法」）」の対象製品である、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、家電小売店などが引き取ることとなっている。なお、引き渡す際に、消費者はリサイクルのための費用として「リサイクル料金（再商品化に係る費用）」及び「収集・運搬料金（回収に係る費用）」を負担する。引き取られたものは、家電メーカーに引き渡され、分解されて、部品や材料などはリサイクルされる。

### 家電リサイクル法で定める それぞれの役割



児童編では、「エアコン」「テレビ」「冷そう庫」「冷とう庫」「洗たく機」「衣類かんそう機」という表現にとどめているが、テレビはブラウン管・液晶・プラズマ・有機ELテレビが対象でパソコンモニター、チューナーレステレビは対象外である。

### <エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の引渡し方法>

1. いらなくなった場合・・・過去に製品を購入した小売店に収集を依頼する。

2. 買い替えの場合・・・新しく購入する小売店に収集を依頼する。

3. 購入した小売店が引越し等で遠方の場合や廃業していた場合

#### ■直接搬入を希望される場合

##### <直接搬入の方法>

あらかじめ郵便局でリサイクル料金を支払った後、受け取ったリサイクル券とともに<指定引取場所>に搬入する。

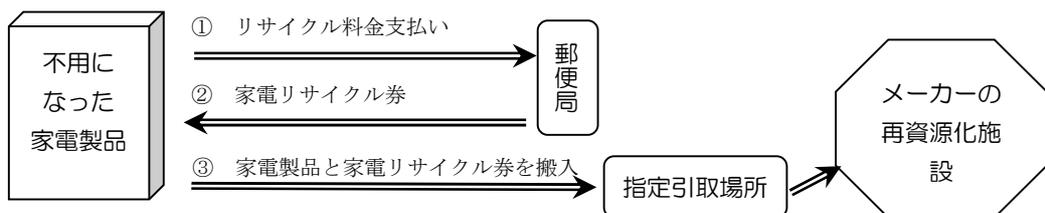
リサイクル料金は、「一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター」のホームページ（<https://www.rkc.aeha.or.jp/>）で確認できます。

##### <市内の指定引取場所>

朝日金属㈱ Tel.901-2111

西濃運輸㈱名古屋指定引取場所 Tel.353-2261

##### <直接搬入の流れ>



#### ■収集を希望される場合・・・近くの家電販売店等へ相談する。

#### ■その他・・・一般廃棄物収集運搬許可業者でも収集運搬をしている。

問い合わせ先：名古屋市一般廃棄物事業協同組合（Tel.961-5383）

※いずれの場合もリサイクル料金+収集運搬料金が必要となる。（但し直接搬入は、収集運搬料金不要）

## 8 家庭の使用済みパソコン

「資源有効利用促進法（正式名称「資源の有効な利用の促進に関する法律」）」に基づき、使用済みパソコン（対象機器は、デスクトップ本体、ディスプレイ、ノートパソコン）をメーカーが回収しリサイクルすることとなっている。回収されたパソコンは、金属類、ガラス、プラスチック等を回収し資源として再利用される。また、縦 15cm×横 40cm×奥行 25cm 以下のパソコン（ノートパソコンなど）は、小型家電回収ボックスにも排出可能としている。

## 9 空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ、紙パック

空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ及び紙パックは、ごみとは別に収集し、資源化を図っている。令和5年4月から紙製容器包装と雑がみの一括収集を開始した。また、令和6年4月からプラスチック資源の一括収集を開始し、プラスチック製容器包装にこれまで可燃ごみであったプラスチック製品（プラスチックのみでできている製品）を合わせて、プラスチック資源として一緒に出せるようになった。

空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装・雑がみは、約60世帯に1か所の集積場所（ステーション）で週1回収集している。ただし、マンション等の集合住宅では、専用集積場所で各戸収集品目及びステーション収集品目の両方を回収している場合がある。プラスチック資源は、原則として「各戸収集（可燃ごみ・不燃ごみと同じ場所）」を行っている。

出し方は、空きびんは専用の青いかごに直接出す。空き缶は専用の黄色いかごに直接出す区（中川区、港区…搬入施設に破袋機がないため）と、資源用指定袋に入れて出す区（その他の区）がある。ペットボトル、プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみは資源用指定袋に入れて出す。※資源用指定袋は、家庭で不要になった無色透明の袋で代替できる。ただし、可燃ごみ・不燃ごみ用の指定袋は使用できない。

さらに市内の小売店や区役所・環境事業所といった公共施設などでは、ペットボトル・紙パックの拠点回収を実施している。

また、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装については、容器包装を利用したり、製造したり、輸入販売をする事業者に対してそれぞれの識別マークの表示が義務づけられている。

### 10 古紙類（新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・紙パック）、衣類・布類

古紙類（新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・紙パック）や衣類・布類は、地域住民団体や学区連絡協議会において行われる集団資源回収などによってリサイクル事業者へ引き渡されている。

### 11 食用油

市内72店舗（令和8年1月現在）のスーパーマーケットなどに協力いただき、使用済み食用油の回収を行っている。出し方は、700ml以下のペットボトルに詰め替えた後、協力店舗のサービスカウンター等に持ち込んでもらう。回収した食用油はバイオディーゼル燃料等に精製し、再利用している。

### 12 小型家電・充電式家電

平成25年4月、小型家電リサイクル法（正式名称：「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」）が施行され、携帯電話、デジタルカメラなどの小型家電のリサイクルを平成26年2月1日から開始した。

小型家電の主な回収品目例（縦15cm×横40cm×奥行25cm以下）		
携帯電話・スマートフォン・PHS	映像用機器（DVD/BDプレーヤー、ビデオデッキ、チューナー）	理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電動歯ブラシ）
電話機、ファックス	音響機器（デジタルオーディオプレーヤー、CD/MDプレーヤー、ICレコーダー、ラジオ）	時計、懐中電灯、電子血圧計、電子体温計
デジタルカメラ、ビデオカメラ	パソコン、補助記憶装置（USBメモリー、メモリーカード、ハードディスク）	ハンディ扇風機、電動工具
ゲーム機、電子書籍端末、電子辞書、電卓	カー用品（カーナビ、ETC車載ユニット）	これらの付属品（リモコン、アダプター、ケーブル、充電器など）

総合スーパー、区役所など市内71箇所（令和8年2月現在）に回収ボックスを設置し、回収した小型家電を認定事業者（※）に引き渡す。認定事業者は本市の回収ボックスから小型家電を引き取り、選別・破碎などの中間処理を行い、有用金属等を適正にリサイクルしている。なお、令和4年4月から回収対象品目を拡大するとともに、環境事業所においても回収を行っている。

また、令和4年4月からは、ごみ収集車や処理施設での火災を防止するため、リチウムイオン電池等が使われている充電式の家電製品について、小型家電の回収ボックスに入らない大きさのものも環境事業所で回収を行っている。（※）「小型家電の適正なリサイクルを実施する者」として国に事業計画が認められた事業者



# IV 資源のリサイクル

(児童編 p. 22~23)

## 1 プラスチック資源、紙製容器包装・雑がみ、ペットボトル

容器包装リサイクル法により、市が収集、選別・圧縮梱包・保管し、(公財)日本容器包装リサイクル協会(以下、容リ協)に引き渡し、再商品化されている。

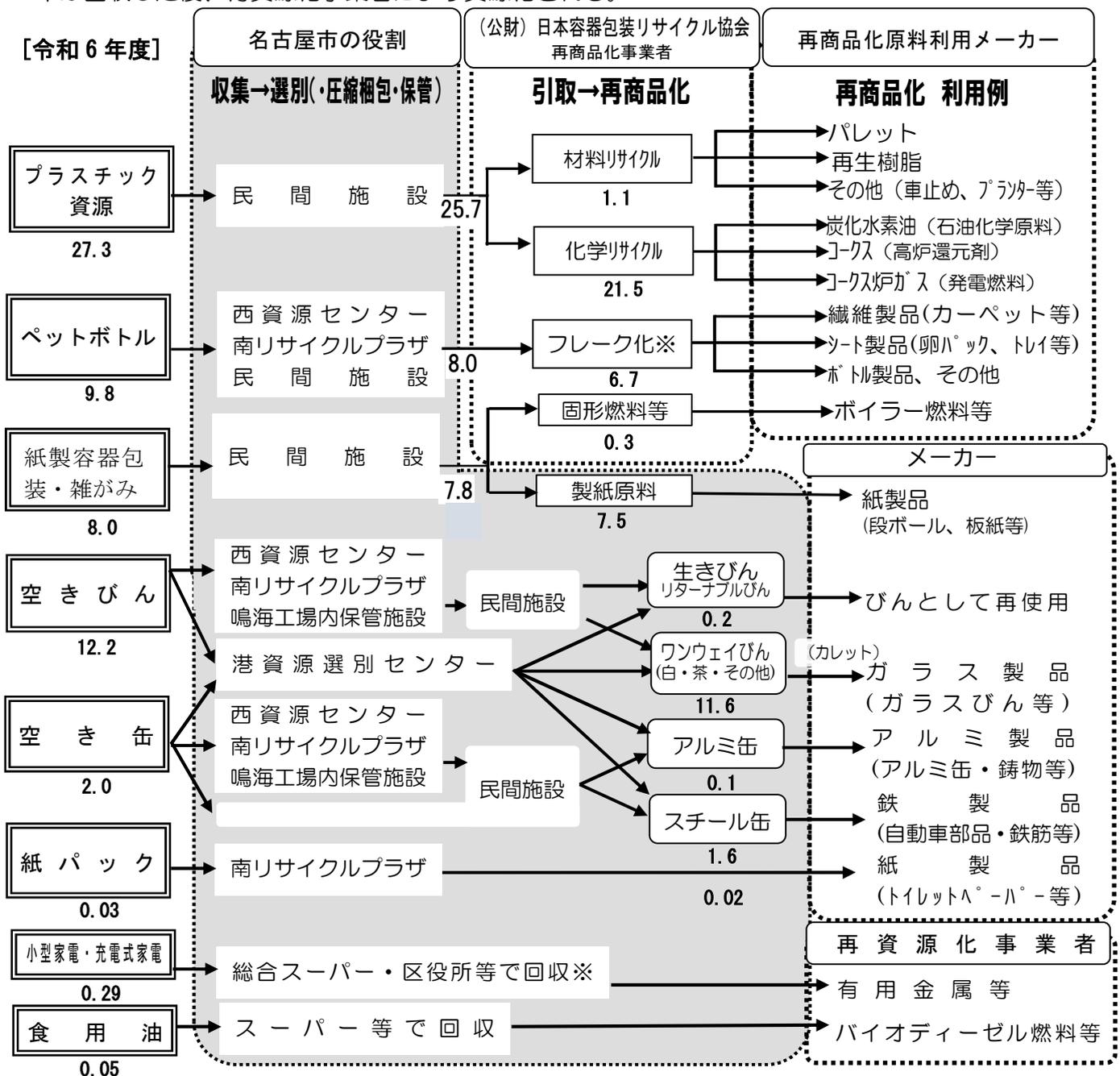
## 2 空きびん、空き缶、紙パック

市が収集、選別した後、メーカーに出荷され、製品原料として利用される。

## 3 小型家電・充電式家電、食用油

市が回収した後、再資源化事業者により資源化される。

(単位:千トン)



※ フレーク化: ペットボトルを細かく砕き、異物を除去、洗浄、乾燥させたリサイクル製品の原材料にすること。  
 ※ 再商品化事業者の処理量は容リ協資料より推計  
 ※ 充電式家電は環境事業所のみで回収

## V ごみ処理・資源選別施設

(児童編 p. 16~21、24~25)

### 1 焼却工場

焼却・溶融処理は、埋立の容量を小さくするばかりでなく、病原菌の殺菌などを行うことができる衛生的な処理方法である。現在、本市では焼却工場では可燃物を全量焼却・溶融処理している。

焼却工場においては、公害防止に万全を期すとともに、余熱利用にも努めている。

#### (1) 公害防止対策

排ガスについては、各焼却工場に集じん装置、塩化水素・硫酸化物除去装置、窒素酸化物除去装置などを設け、規制基準に適合するように処理している。

臭気については、焼却工場の収集車出入口にエアカーテンを設置し、臭いが漏れないようにするとともに、燃焼用空気として焼却炉内へ送風して、高温で分解し無臭化している。

排水は、工場内の排水処理設備で基準に適合するように処理した後、大部分を工場内で再利用している。

ダイオキシン対策については、高温で安定した燃焼を行い発生抑制に努めるとともに、活性炭により吸着除去している。

#### (2) 余熱利用

ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーの有効利用を図るため、廃熱ボイラーから発生する蒸気を利用して発電、工場内の給湯や冷暖房を行っているほか、近隣の温水プール、地域センターなどへの熱供給を行っている。

#### (3) 溶融処理

溶融処理は、ごみの持つエネルギーを有効に利用して、ごみをガス化した後、高温で溶融する処理方法である。現在、本市には2つの溶融処理する焼却工場がある。

溶融処理することにより、焼却灰や破砕不燃物をスラグやメタルとして資源化することで、埋立量を大幅に削減することができる。

生成されたスラグは、アスファルト骨材などの土木資材に有効利用されている。メタルは、金属原料のほか、カウンターウェイト（機械などに使う重し）などにも有効利用されている。

なお、鳴海工場では、「可燃ごみ」のほか、従来埋立処分していた「破砕不燃物」、「他の焼却工場で発生する焼却灰」を、北名古屋工場では、「可燃ごみ」のほか、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」を破砕し溶融処理している。

名称	猪子石工場	富田工場	五条川工場	鳴海工場 (溶融処理)	北名古屋工場 (溶融処理)
所在地	千種区香流橋一丁目 101 番	中川区吉津四丁目 3208 番地	あま市中萱津奥野	緑区鳴海町字天白 90 番地	北名古屋市二子四反地 15 番地 1
電話番号	771 - 3539	432 - 0876	449 - 2010	899 - 0388	0568-22-9300
完成年月	平成 14 年 3 月	令和 2 年 6 月 (設備更新)	平成 16 年 7 月	平成 21 年 6 月	令和 2 年 6 月
最大処理量	600t/24h	450t/24h	560t/24h	530t/24h (可燃ごみ等 450t/24h) (他工場焼却灰 80t/24h)	660t/24h
建設費	313 億円	196 億円 (設備更新)	385 億円	200 億円	430 億円
発電	工場内で使用する電力を賄い、余った電力を売っている。				
熱源供給先	香流橋プール 香流橋地域センター 千種環境事業所 清風荘(高齢者福祉施設)	富田北プール	福祉施設	緑環境事業所	北名古屋衛生組合温水プール

## 2 破碎施設

破碎処理は、資源の再生利用と埋立量の削減を図るうえで効果的な処理方法である。現在、本市には3つの破碎施設があり、粗大ごみや不燃ごみの破碎を行っている。

大江破碎工場は、粗大ごみや不燃ごみを破碎機で細かく砕き、各種選別機で可燃物・不燃物・資源（鉄・アルミ）に分けている。破碎後は、可燃物は焼却工場へ搬出して焼却又は熔融処理を行い、資源は売却している。また、不燃物については、大部分を鳴海工場で熔融処理している。

また、愛岐処分場内に搬入された可燃性粗大ごみは、小規模破碎施設により破碎処理し、破碎後は、焼却工場に搬入して焼却又は熔融処理している。

北名古屋工場内では、粗大ごみや不燃ごみを破碎機で細かく砕き、選別機によって資源（鉄）を取り出した後、工場内で熔融処理している。

名称	大江破碎工場	愛岐処分場 小規模破碎施設	北名古屋工場 (工場内設置)
所在地	港区本星崎町字南 4047 番地の 13	岐阜県多治見市 愛岐処分場内	北名古屋市二子 四反地 15 番地 1
電話番号	611-8313	0572-23-1201	0568-22-9300
完成年月	平成 9 年 3 月	平成 5 年 7 月	令和 2 年 6 月
最大処理量	400t/5h	20t/5h	50t/5h
建設費	272 億円	1 億円	—

### 令和 6 年度 ごみ処理量の内訳 (単位：トン)

ごみ処理量								
焼却・熔融					埋立	資源化		民間施設焼却
猪子石	富田	五条川	鳴海	北名古屋		金属	1,661	
122,038	100,911	66,759	104,028※	144,597	2,118	廃タイヤ	5	174
538,332						危険物	462	
						紙	9	
543,224					蛍光管等	88		
					電池類	375		
						2,600		

※他工場の焼却灰を含んでいない。

#### 【児童編 P.16、17 解説】

焼却工場が 1 日に燃やすごみの量 **1,475 t**

令和 6 年度 焼却処理(市内分) 538,332 t ÷ 令和 6 年度の日数 365 日 ÷ 1,475 t

灰の埋め立て量 **37 t**

令和 6 年度 灰の埋め立て量 13,672 t ÷ 令和 6 年度の日数 365 日 ÷ 37 t

焼却灰を運ぶのに必要なトラック数 **5 台**

令和 6 年度 1 日の灰の量 37 t ÷ 8t/車 ÷ 5 台

### 3 埋立処分場

本市では、ごみを焼却処理したときに生じる焼却灰や、溶融処理したときに生じる溶融飛灰を愛岐処分場等で埋立処分している。愛岐処分場では、このほか、焼却や破碎が不適当なごみも埋立処分している。

名称	愛岐処分場	第二処分場
所在地	岐阜県多治見市諏訪町川西 75 番地	港区潮風町 67 番地先
電話番号	0572-23-1201	381-3127
総面積	1,090,000 m ²	21,200 m ²
埋立面積	252,590 m ²	11,300 m ²
埋立容量	約 4,440,000 m ³	約 96,000 m ³
残余容量	約 373,400 m ³ (令和 7 年 4 月 1 日現在)	約 54,600 m ³ (令和 7 年 4 月 1 日現在)
埋立工法	サンドイッチ方式 ※1	片押し方式 ※2
浸出水処理方式	生物処理・凝集沈でん・砂ろ過・活性炭吸着・滅菌→河川放流	凝集沈でん→公共下水道放流
開設年月	昭和 57 年 7 月	平成 27 年 5 月
備考	市有地	公有水面及び 名古屋港管理組合所有地

※1 サンドイッチ方式：廃棄物を水平な層に敷きならして、これを覆土層と交互に積み重ねていく方式

※2 片押し方式：護岸から廃棄物を埋め立てながら沖側に進み、順次陸地化していく方式

#### (1) 公害防止対策

雨水などが埋立地のごみ層に浸透した水を浸出水といい、浸出水処理施設に集め、処理したうえで放流している。第二処分場では公共下水道に放流するため、凝集沈でん処理のみとしているが、河川に放流する愛岐処分場では、生物処理などもあわせて行っている。また、遮水シートや不透水性の地層により埋立地周辺への浸透や流出を防止している。

埋立地では土砂や代替材を用いてごみを覆い、害虫や粉じんの発生を防止している。

#### (2) 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

##### ・愛岐処分場の長寿命化

愛岐処分場は焼却灰だけでなく、焼却・溶融・破碎や資源化が困難な物の埋立、災害時等の仮置き場としての活用など、他の処分場では取って代わるのでできない、本市の要となる処分場として、できるかぎり長く活用することが必要である。そのため、維持管理計画に基づき、施設の改修等を実施し、長寿命化に対応する整備を計画的に行っていく。

##### ・広域処分場等の活用

愛知県が中心となって整備した広域処分場である衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場については、本市処分場の負荷を軽減するとともにリスク分散にもつながることから、今後も可能な限り活用し、その終了後も引き続き次期広域処分場が活用できるよう、処分場の確保という同じ課題を持つ市町村と連携し、関係機関に働きかけていく。なお、民間処分場については、災害時など必要に応じて活用する。

##### ・新規処分場の検討

埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要するため、自区内処理やリスク分散、建設コスト、焼却灰等の資源化状況等を考慮しつつ検討を行う。

## 令和 6 年度 埋立量の内訳 (単位: トン)

埋立量		
焼却灰	不燃物埋立	溶融飛灰
8, 223	2, 118	5, 449
15, 789		
↓		
愛岐処分場	第二処分場	県広域処分場
2, 326	3, 558	9, 906

### 【児童編 P.21 解説】

愛岐処分場の埋立面積はバンテリンドームナゴヤの **約 5 倍**  
 (愛岐処分場の埋立面積 25ha ÷ バンテリンドームナゴヤの建設面積 4.8ha ≒ 5.2 倍)  
 ※総敷地面積はバンテリンドームナゴヤの約 23 倍  
 (愛岐処分場の総敷地面積 109ha ÷ 4.8ha ≒ 22.7)

愛岐処分場の埋立が終わった部分は **92%**  
 (残余容量 373,400 m³ ÷ 愛岐処分場の埋立容量 4,440,000 m³ ≒ 0.084)  
 ※埋立累積容量 = 埋立容量 - 残余容量 = 100% - 8% = 92%

## 4 資源選別施設

各資源選別施設では、搬入された空きびん・空き缶の選別又は一時保管、ペットボトルの異物除去及び圧縮・梱包・保管、紙パックの異物除去及び保管等の業務を行い、資源化を図っている。なお、一部の施設を除き選別等の作業を、社会福祉法人に委託している。

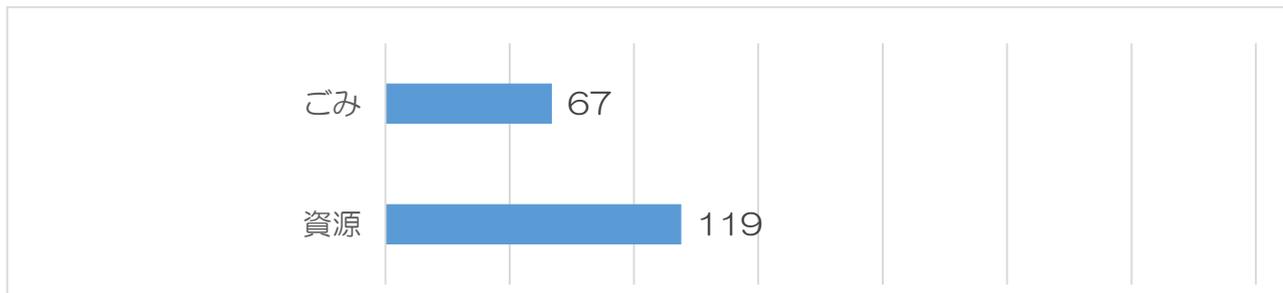
名称	港資源選別センター	鳴海工場内保管施設	西資源センター	南リサイクルプラザ
所在地	港区 正徳町 6-69-1	緑区 鳴海町字天白 90	西区新木町 68-1	南区元塩町 6-8-5
完成年月	平成 6 年 3 月	平成 21 年 6 月	令和 7 年 3 月	平成 17 年 3 月
業務	空きびんの選別 空き缶の選別	空きびん・空き缶の 一時保管	空きびん・空き缶の 一時保管 ペットボトルの異物除去 及び圧縮・梱包・保管	空きびん・空き缶の 一時保管 ペットボトルの異物除去 及び圧縮・梱包・保管 紙パックの異物除去

## VI ごみ処理・資源収集等の経費・人員

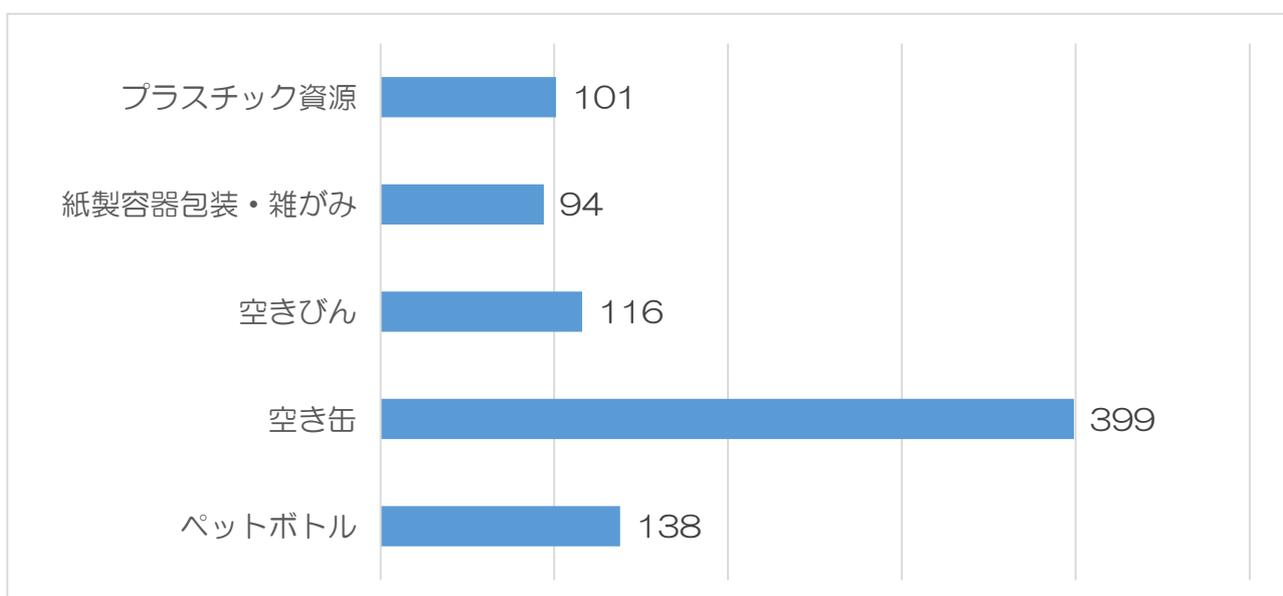
(児童編 p. 12)

### 令和6年度 ごみ・資源の収集・処理経費 (単位：千円/トン)

ごみ・資源の処理原価は以下のとおりです。



〈資源品目別〉



### 令和7年度 ごみと資源の処理に関わる人 (単位：人) ※R7.4.1時点

市役所	総務 (予算、人事など)	ごみの減量、資源化の推進	ごみ・資源収集の計画・指導	清掃工場・埋立処分場の管理・建設計画	計	
	33	22	49	62	166	
環境事業所	庶務、施設の管理など	収集車の運転		収集作業	計	
	137	582		1,077	1,796	
埋立処分場	庶務、施設の管理等	施設の整備	浸出水処理施設運転管理	作業車両の運転	処分場での作業	計
	8	7	12	5	4	36
工場	庶務、施設の管理など	施設の整備	機械の操作	処理後の廃棄物の運搬	計	
	118	87	124	25	354	

### 1 基本理念

本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況・課題を踏まえ、令和22(2040)年頃の名古屋の姿を見据えて「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」を基本理念として掲げます。

この基本理念及び以下の4つの方向性を踏まえながら、総合的かつ計画的に循環型都市の実現に向けた取り組みを進めていきます。

#### 方向性1

##### 「協働」～パートナーシップで支え合うまちをめざします～

平成11(1999)年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、名古屋が培ってきた市民・事業者・行政のパートナーシップをベースに、それぞれの持つ強みや得意とすることを生かしながら、皆で協力・連携し持続可能な循環型都市の形成を目指します。

#### 方向性2

##### 「資源循環」～3Rが定着し、資源が循環しているまちをめざします～

これまで進めてきた3R(「発生抑制(リデュース)」「再使用(リユース)」「再生利用(リサイクル)」)の取り組みを発展させ、「『もったいない』のその一歩先へ」を合言葉に、資源の投入量・消費量を抑え、廃棄されるものを最小化しながら資源を効率よく循環させることのできる循環型都市の形成を目指します。

#### 方向性3

##### 「安心」～だれもが困ることなく、安心して住み続けられるまちをめざします～

人口減少、少子化・高齢化、ライフスタイル・価値観の多様化など社会情勢の変化に対する的確に対応しながら、ごみ・資源の収集・処理を確実に実施するとともに、人と人との支え合いを通して、だれもが困ることなく安心して住み続けられる都市の形成を目指します。

#### 方向性4

##### 「地球にやさしく」～環境負荷が少なく、地球と共生しているまちをめざします～

循環型社会を目指すにあたっては、脱炭素社会や自然共生社会と密接に絡み合っていることを踏まえ、統合的に取り組みを推進していくことが大切であり、将来世代にわたって地球の恵みを享受できるよう、環境負荷が少なく地球と共生した都市の形成を目指します。

## 2 目標値

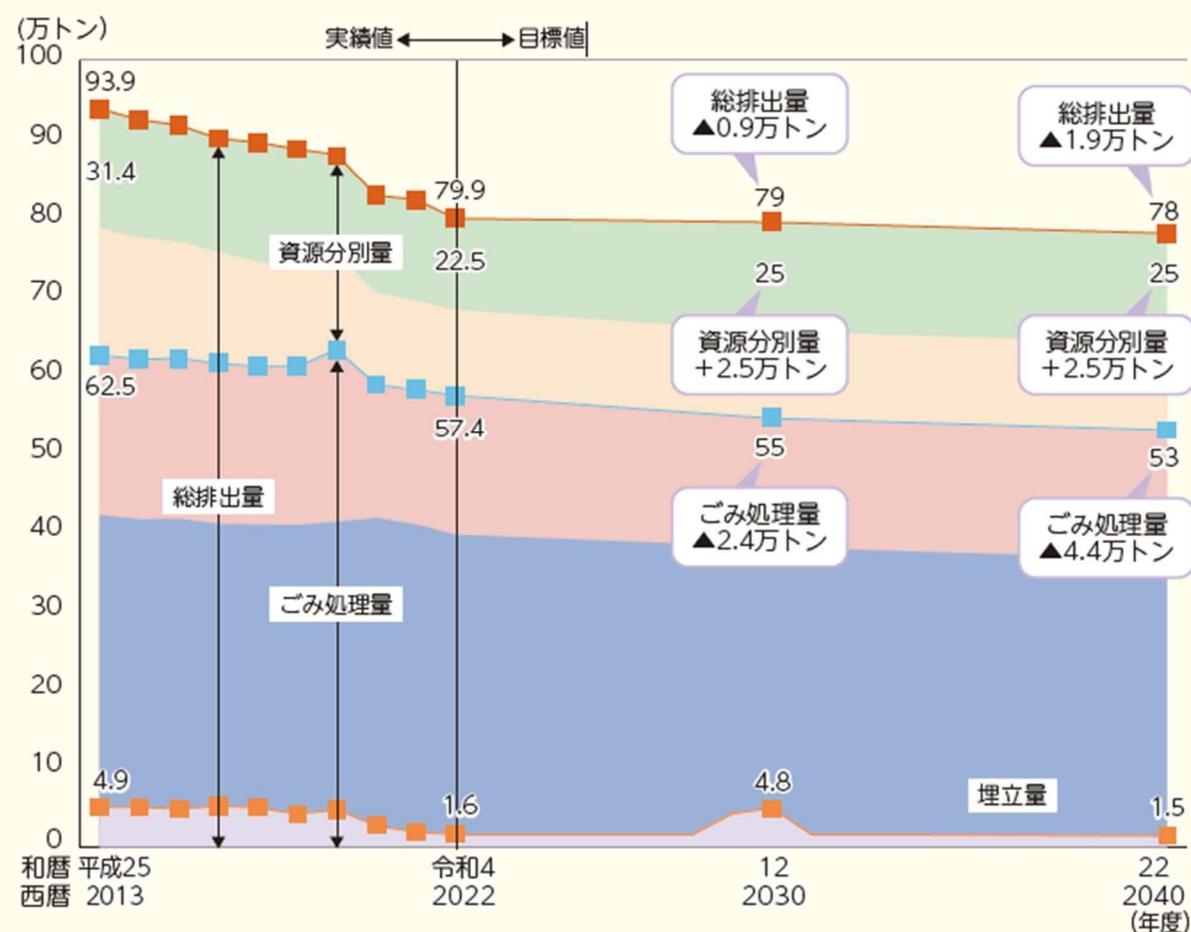
指 標	基準年度	目標値	
	令和4 (2022) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度
総排出量	79.9万トン	79万トン	78万トン
家庭系	50.4万トン	49万トン	48万トン
事業系	29.5万トン	30万トン	30万トン
資源分別量	22.5万トン	25万トン	25万トン
家庭系	10.8万トン	11万トン	11万トン
事業系	11.7万トン	14万トン	14万トン
ごみ処理量	57.4万トン	55万トン	53万トン
家庭系	39.6万トン	38万トン	36万トン
事業系	17.8万トン	17万トン	16万トン
埋立量	1.6万トン	4.8万トン ^{*1}	1.5万トン

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

※温室効果ガス排出量については、「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030（案）」において、令和12年度までに平成25年度比30%削減する目標を掲げています。

※1 令和11（2029）年度から令和12（2030）年度にかけて、埋立量の削減に大きく貢献する鳴海工場が大規模改修により休止するため、目標値には一時的な増加を見込んでいます。

### 〈総排出量・資源分別量・ごみ処理量・埋立量の推移と目標値〉



## Ⅷ 本市のごみ減量施策

(児童編 p. 30～39、42～45)

### 1 循環型社会に向けた社会経済システムの構築

サーキュラーエコノミー（以下、「循環経済」とする。）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。国が令和6年8月に策定した第五次循環型社会形成推進基本計画においては、循環経済を国家戦略に掲げ、循環型社会形成のためのドライビングフォースとして位置付けている。

本市においても、循環経済の視点を取り入れた資源循環の普及・啓発に取り組み始めている。令和7年度は、循環経済の実現に向けた情報発信を強化し、市民と事業者の理解を深め、行動変容につなげるため、循環経済に資する情報や本市の施策、事業者の取組み等を発信する「名古屋市サーキュラーエコノミーポータルサイト」を開設した。※1

今後も、市民の循環経済に対する理解・行動を促進するとともに、企業等が循環経済に資する事業に取り組みやすい環境の整備に向けた事業を検討していく。



サーキュラーエコノミーの概念図



※1 名古屋市サーキュラーエコノミーポータルサイト

### 2 プラスチック資源循環

#### (1) レジ袋有料化

本市では、令和2年7月のレジ袋全国有料化に先駆け、レジ袋削減の取り組みを進めてきた。

平成13年5月に学識経験者・消費者・事業者で構成する「容器・包装3R推進協議会」を設置し、発生抑制の第一歩としてレジ袋削減の取り組みを開始した。

平成14年5月に「脱レジ袋宣言」を行い、翌6月からはキャンペーンを実施し、さらに平成15年10月からは、シール方式による市内共通還元制度「エコクーびょん」を実施した。

しかし、「エコクーびょん」でのレジ袋辞退率は1割程度にとどまっていたため、新たな削減策として、平成19年2月、協議会でレジ袋有料化の実施を決定した。同年10月の緑区での「レジ袋有料化促進モデル事業」実施を皮切りに、平成20年10月に東部8区に拡大、平成21年4月に全市に拡大した。事業者・協議会・名古屋市の三者で協定（※名古屋市におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定）を結び、有料化を実施した。令和7年6月より、「なごや資源循環実行委員会」へと名称を変更し、引き続き取り組みを実施している。

レジ袋の売却益は「レジ袋有料化還元基金」に積み立てられるなどし、動物園のえさ代や給水機の設置などの社会・地域還元事業に使われている。

現在は、レジ袋全国有料化が実施されたため協定※は廃止し、レジ袋以外の発生抑制の取り組みも進めているほか、資源循環の推進を図るための仕組みについても検討している。

#### (2) 使い捨てプラスチック削減に向けた取り組み

使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みとして、マイボトル・マイカップを促進するため、「環境デーなごや」などのイベントや小学校への出前講座で働きかけを行うほか、無料給水スポットを増やすとともに、マイボトル等を利用できる給水スポットやお店を検索できるアプリ「mymizu」を活用した広報を行っている※1。

また、環境問題を考える動画の制作やSNSをはじめ多様な媒体を通じた情報発信を進めている。動画は、本編二次元コード、YouTubeチャンネルRE-styleなごやより視聴できる※2。



※1 給水スポット紹介アプリ



※2 YouTubeチャンネルRE-styleなごや

### (3) レジ袋などプラスチック製品が与える影響

プラスチックは安価で軽く、柔軟性、耐久性に優れており、レジ袋やペットボトルなどのプラスチック製品、容器包装などに使用されている日常生活に身近な物だが、ポイ捨てや風で飛ばされたレジ袋やペットボトルなどのプラスチックは、土や水の中では分解されず、最終的に海にたどりつく。世界全体で年間約 500 万～1,300 万トンのプラスチックが海に流れ出していると推計されており、このままの状況が続くと、2050 年には海洋中のプラスチックの量が魚の量を上回ると予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されている。

海に流れ出たプラスチックは紫外線や波の影響により細くなり、その中でも 5mm 以下の物はマイクロプラスチックと呼ばれている。海に流れ出たプラスチックは、ウミガメやクジラなどの海洋生物がえさと間違えて誤って飲み込んでしまい、窒息や栄養失調を引き起こす原因の一つとなっている。また、プラスチックは海を漂う間に有害物質を吸着するため、そのプラスチックを摂取した海洋生物を人間が食べることにより、人間にも影響が及ぶと懸念されている。

新たな汚染を生み出さない世界の実現のため、国や企業などにおいて、使い捨てプラスチックを削減する動きが広がりはじめている。日常生活において、例えば、買い物先でレジ袋をもらわないようマイバッグを持参したり、外出時にペットボトルを購入しないようマイボトルを持ち歩いたり、使い捨てのストローやスプーンを貰わないといった行動により、使い捨てプラスチックの削減に寄与することができる。

## 3 食品ロスの削減

### (1) 食品ロスとは

食べ残し、手つかずなど、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいう。

R5 の日本の食品ロス量 464 万 t (家庭から 233 万トン・店舗等企業から 231 万トン)

※国民一人 1 日あたりに換算すると約 102 g (おにぎり 1 個分) 捨てられている。

※国連の食料支援機関 (WFP) の食糧支援量 370 万 t (令和 5 年) より多い量となっている。

### (2) 食品ロスの発生要因

食品ロスは生産・製造・流通・販売・消費といったあらゆる段階で発生

段階	主な発生要因
生産・製造	規格外品の発生、加工トラブル、作りすぎ、商品の破損 など
小 売	売れ残り、販売期限切れ、パッケージの破損 など
飲食店	作り過ぎ、客の食べ残し など
消費者	食べ残し、手つかず、買いすぎ、過剰除去 (むきすぎ) など

### (3) 食品ロス削減に向けた取り組み

食品ロスを減らす 3 つのコツ ① 買いすぎない ② 作りすぎない ③ 食べ残さない

買い物 ① 買い物前に、冷蔵庫にある食材と食材の期限をチェック (メモやスマホで撮影)

② 必要な分 (使う分・食べきれる量) だけ買う ③ 見切り品を買う

④ てまえどり (買ってすぐに食べる場合、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を選ぶ) を行う

⑤ 期限表示*を知って買う

※食品の期限表示には、賞味期限・消費期限があります。いずれも定められた方法により保存した場合で未開封の期限です。開封した場合はいずれの期限も速やかに消費する必要があります。

賞味期限：おいしく食べることができる期限。過ぎてもすぐに食べられなくなるものではない

消費期限：過ぎたら食べない方がよい期限

料 理 ① 野菜を無駄なく使う (例：ブロッコリーの茎の部分を食べやすく切れば料理に使える)

② 家族の予定や体調を把握して作る量を調整 ③ 残った料理をリメイク

外 食 ① 適量注文 (食べられる量を考えて注文) ② 「食べ残しゼロ協力店」*の利用

※名古屋市では、食品ロス削減に積極的な飲食店等を「食べ残しゼロ協力店」として登録紹介

その他

① フードドライブ：家庭にある手つかずの食品をまとめてフードバンク活動団体や地域の福祉施設等へ寄付する活動。食品ロス削減と食料支援の両方の効果が期待される。

② 食品ロス削減月間：「食品ロス削減推進法」により、10 月を食品ロス削減月間として定められている。名古屋市では、食品ロス削減月間にあわせて普及啓発のキャンペーンを実施。

## 4 リユースの促進

### (1) リユース家具の展示販売

平成10年11月からの粗大ごみ有料収集開始に伴い、粗大ごみの中でも修理等が比較的容易な家具類を回収・修理し、展示販売する事業を平成11年10月より開始した。この事業を通し、物を大切に長く使う意識の向上など、ごみの発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の意識啓発を図っている。

現在は粗大ごみで出された家具等のうち、まだ使えるものを南リサイクルプラザで清掃のみを行い、販売をしている。令和6年度は482点の家具を販売した。なお、令和5年6月より名古屋市公式メルカリShopsでの販売を開始している。また、令和5年度から南リサイクルプラザでは、リユース品を持ち込みできるイベントを定期的で開催している。

また、これらの家具類は、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震により本市に避難してきた人に無償で配布するなど、被災者支援にも貢献している。

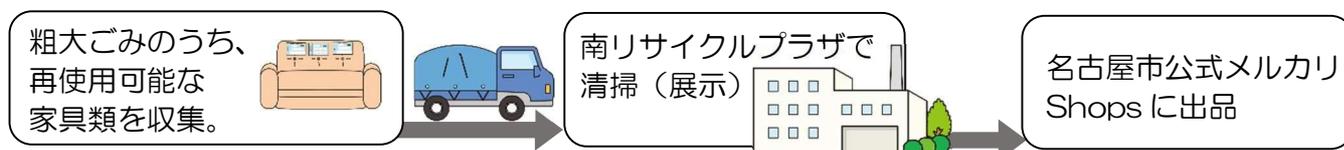
(これまでの販売実績)

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
販売点数	212点	254点	295点	399点	482点

(これまでの被災者支援実績 令和6年度末時点)

	東日本大震災	熊本地震	能登半島地震	合計
世帯	127世帯	6世帯	2世帯	135世帯
点数	261点	14点	4点	279点

(リユース家具販売の流れ)



### (2) 自転車のリユース

自転車は年間3万台程、粗大ごみとして排出されている。それらの中には、まだ乗ることができる自転車も含まれており、リユース意識の向上と更なるごみ減量を目的に、令和3年度から、まだ乗ることができる自転車を無償で引き取り、海外へ輸出して再利用を図る自転車海外リユース事業を行っている。

(これまでの実績)

実施日	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
回収（リユース）台数	263台	248台	263台	212台	986台
リユース先	ウガンダ	ウガンダ スリランカ	タイ ブルキナファソ	ミャンマー ブルキナファソ	—

### (3) アップサイクルの取り組み

アップサイクルは、いらなくなったもの、捨てられるものに、アイデアやデザインなどの新しい付加価値をつけて別のものに生まれ変わらせる、新しいサステナブルな考え方である。

アップサイクルを通して、「ものを大切に長く使う」意識の啓発を図り、生活の中で改めて3Rの意識をもってもらおう目的で、事業に取り組んでいる。

アップサイクルの取り組みは民間企業でも進んでおり、例えば端材を使用した鞆などの製品が販売されている。また身近なところでもアップサイクルの取り組みは可能で、例えばコーヒーを淹れたあとの「かす」は、活性炭の5倍もの消臭力があり、消臭剤として利用できる。

## 5 家庭系自主回収の促進（集団資源回収など）

### （1）集団回収実施団体登録制度

集団資源回収活動の実態を把握し、一層の活性化を促進するため、集団資源回収を実施している団体の登録制度を実施し、事業協力金を支給するとともに、集団資源回収活動に関する情報提供とネットワークづくりに努めている。集団回収実施団体登録制度には次の方式がある。

	一般方式	学区協議会方式
登録できる団体の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市内で活動し、構成人員が10名以上の地域住民団体（例：子ども会・町内会・女性会・PTA等）</li> <li>・回収品目は紙類・布類・びん類・金属類のいずれか1品目以上を回収すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市内で小学校区を単位として、資源回収活動を実施する団体（学区連絡協議会長の承認が必要）</li> <li>・月1回以上決まった日に回収活動を行うこと</li> <li>・回収品目は新聞（折込チラシ）・雑誌・段ボール・紙パック・布類を必ず回収すること</li> </ul>
集団資源回収団体への事業協力金支給金額	全品目・・・4.9円/kg (R7.1月回収分～R7.6月回収分) 4.0円/kg (R7.7月回収分～)	全品目・・・4円/kg (R7.1月回収分～)
※一定の要件を満たす取り組みを行った団体には、定額加算金を支給。		

### （2）リサイクルステーション・古紙リサイクルセンター・新聞販売店回収

リサイクルステーションとは、市民団体が毎月決められた日にスーパーマーケットの駐車場等を利用して、定期的に資源回収を実施するもので、集団資源回収に排出できない市民の方などが利用している。

また、古紙問屋では各事業所へ直接資源物を持ち込むことができる古紙リサイクルセンターも開催している。

それ以外にも、新聞販売店の中には購読者向けサービスとして読み終わった新聞の回収を実施している店舗もある。

### 家庭系自主回収量の推移（単位：トン）

年度	集団資源回収			リサイクルステーション	古紙リサイクルセンター	新聞販売店回収等	合計
	学区 (登録団体数)	一般 (登録団体数)	小計 (登録団体数)				
27	29,265 (170 団体)	52,264 (2,631 団体)	81,529 (2,801 団体)	4,495	831	2,943	89,797
28	27,095 (170 団体)	49,595 (2,621 団体)	76,691 (2,791 団体)	3,967	838	2,633	84,127
29	24,101 (169 団体)	45,605 (2,619 団体)	69,705 (2,788 団体)	3,528	815	2,293	76,341
30	21,886 (168 団体)	42,501 (2,609 団体)	64,387 (2,777 団体)	3,198	992	1,975	70,553
R 1	21,074 (168 団体)	39,289 (2,582 団体)	60,363 (2,750 団体)	2,894	2,065	1,675	66,998
2	20,181 (169 団体)	33,906 (2,460 団体)	54,087 (2,629 団体)	2,398	2,258	1,250	59,993
3	19,983 (171 団体)	32,210 (2,371 団体)	52,193 (2,542 団体)	1,811	2,256	890	57,149
4	19,077 (171 団体)	30,078 (2,321 団体)	49,155 (2,492 団体)	1,595	2,083	808	53,641
5	17,221 (171 団体)	27,162 (2,285 団体)	44,383 (2,456 団体)	1,382	2,014	762	48,541
6	15,748 (171 団体)	24,766 (2,254 団体)	40,514 (2,425 団体)	1,158	1,819	697	44,188

### (3) 「雑がみ」リサイクルの促進

新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の資源化可能な紙類を総称して「雑がみ」と呼んでいる。雑がみは1割ほどしか分別・リサイクルされておらず、約2万トンがごみとして捨てられている。

これまでは、雑がみは地域の集団資源回収等で回収を、紙製容器包装は市の資源収集での回収を行っていたが、令和5年4月からは、市の資源収集の日に、紙製容器包装の袋に雑がみを入れて出せるようになった。

この変更に合わせて、集団資源回収でも製紙原料となる紙製容器包装に限って排出可能となった。また、名古屋市ホームページ等により、雑がみの分別・リサイクルについて繰り返し呼び掛けるなどの取り組みを行っている。

#### 資源に出された雑がみは再生製品に

古紙を再生利用した製品は身近にたくさんあり、雑がみは、主に段ボールの中芯として再利用されるが、それ以外の古紙もそれぞれの性状に合った製品に生まれ変わる。



#### 禁忌品（製紙原料としてリサイクルできないもの）

リサイクルできそうな紙類の中には、紙の原料にならない禁忌品がある。禁忌品を混ぜて排出してしまうと、雑がみをリサイクルする妨げとなってしまいます。製紙原料とならない紙製容器包装は市の資源収集へ、それ以外については可燃ごみに排出するようお願いしている。

##### <主な禁忌品>

- ・酒やジュースのパック、アイスの容器など（製紙原料とならない紙製容器包装）
- ・防水加工など特殊加工された紙
- ・カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
- ・紙以外のもの（ビニール、金属類など）

### (4) 「衣類・布類」リサイクルの推進

不要となった衣類・布類は1割ほどしか分別・リサイクルされておらず、約2万トンがごみとして捨てられている。そのほとんどがリサイクル可能なものであり、集められた衣類・布類は、民間の繊維リサイクル業者に搬入され、手作業により選別を行い、カーペットなどの材料、中古衣料品、工業用ぞうきん（ウエス）などの用途ごとに圧縮・梱包・出荷され、資源化されている。衣類・布類も雑がみと同じく、地域の集団資源回収もしくは、リサイクルステーション、古紙リサイクルセンターで回収している。なお、衣類・布類は多少のやぶれ、ほつれ、しみ等があっても資源化可能だが、カビが生えたものは資源化できないため、水にぬれないよう、透明・半透明の袋に入れて、袋の口をしっかりと結んで回収に出すよう広報している。

#### 衣類・布類の資源化のゆくえ



衣料品全般、下着・靴下、シーツ、マフラー、タオル・ハンカチ、かばん、テーブルクロス、カーテン、毛布 など

## 6 環境学習センター「エコパルなごや」

TEL : 2 2 3 - 1 0 6 6

URL : <https://www.kankyo-net.city.nagoya.jp/ecopal/>

身近な環境から地球環境まで、楽しみながら幅広い視野で環境問題を考え、取り組んでいくための第一歩となる環境学習機会を提供している。

バーチャルスタジオやワークショップなどの参加型学習ができるコーナーと、わかりやすい環境情報が盛りだくさんの展示室を設置し、マスコットキャラクター「コパ」との対話や作品づくりなどの体験を通して「環境にやさしい行動へのきっかけ」を学ぶことができる。

### (1) バーチャルスタジオ

#### プログラム例

- ・ごみと資源とさんあ〜る…タブレットを一人一台ずつ使って、名古屋のごみの実情をグラフ化した資料や詳しいリサイクルの仕組み、ごみの埋め立て地（愛岐処分場）などの多彩な映像を見たり、クイズやコパとの対話を楽しみながら、ごみの学習を進める。

### (2) ワークショップ

#### プログラム例

- ・アルミCAN-CAN…アルミの空き缶を使って小物入れを作りながら、スチール缶とアルミ缶の分別や資源の再利用の仕組み・必要性について学習する。
- ・ペットホルダー…ペットボトルを利用して、キーホルダーを作りながら、ペットボトルのリサイクルの仕組みについて学習する。

### (3) 3Rを始めとするごみに関する情報や資料の提供

ごみ減量の意識の高揚や3R行動の促進を図るため、3R関連の展示や図書の貸し出しを行っている。

## 7 其他のごみ減量施策

### (1) リサイクルステーション活動に対する支援

スーパーマーケットの駐車場等を利用して、定期的に資源回収の窓口を開設するリサイクルステーション活動に対して、事業協力金を支給している。

### (2) 衣装ケースのリサイクル

大型のプラスチック製品のうち、特に衣装ケースは単一素材のプラスチック製のものが多く、プラスチック原料として循環するのに適している。しかし、自己搬入や粗大ごみで回収した衣装ケースはごみ処理施設で破碎・焼却されているため、新たなプラスチック製品の原料としてリサイクルする取り組みを進めている。

令和6年度には、大江破碎工場に自己搬入された衣装ケースを対象に、プラスチック原料として資源化する実証事業を行い、3か月の実証期間で約11トン（約3,700個）の衣装ケースを資源化した。

令和7年度は、工場での選別による継続実施が困難であることから、南リサイクルプラザを始めとした複数箇所で3回、市民が直接持ち込みをした衣装ケースを無料回収し、リサイクルするイベントを実施。

### (3) 生ごみリサイクル

#### 生ごみのリサイクル

食品の売れ残りや食べ残し等により発生する食品廃棄物について、生ごみ資源化施設に搬入することで、飼料や堆肥などの資源としてリサイクルできる。

リサイクルの種類	内容
飼料化	乾燥させたり発酵させたりして牛や豚など家畜のエサを作る
堆肥化	発酵させて植物の成長に役立たせる堆肥を作る
メタン発酵	発酵させてメタンガスを発生させて、発電に利用する

#### 生ごみ堆肥化講座

家庭の生ごみの資源化のため、生ごみ堆肥化講座を開催している。講座で紹介する段ボールコンポストは、においが少なく庭や土を必要としないことから、自宅で取り組むことができる。

また、児童・生徒を対象として、生ごみリサイクルの出前講座を実施している（出前講座の概要はP24参照）。講座ののち、希望する学校には段ボールコンポストを渡しており、給食の食べ残し等を使い堆肥づくりが実践できる。

### 〈なごやエコスクール出前講座〉

名古屋市では、児童・生徒を対象に、分別・リサイクル・ごみ減量の大切さを学んでもらうことを目的とした、出前講座を実施しています。各学校に配架された、「名古屋市環境学習プログラムガイド」をご参照ください。

#### ○分別・リサイクル

この講座では、各区にある環境事業所の職員が直接学校に出向き、クイズ等を交えながら、児童の皆さんに分別の意義と方法を楽しんで学んでもらいます。

特に、（主に）4年生を対象としたプログラムでは実際に収集車を使用し、分別や投入作業を体験することができます。

詳細は、下記宛にお問い合わせください。



各区の環境事業所		環境局作業課	052-972-2385
千種環境事業所	052-771-0424	東環境事業所	052-723-5311
北環境事業所	052-981-0421	西環境事業所	052-522-4126
中村環境事業所	052-481-5391	中環境事業所	052-251-1735
昭和環境事業所	052-871-0504	瑞穂環境事業所	052-882-5300
熱田環境事業所	052-671-2200	中川環境事業所	052-361-7638
港環境事業所	052-382-3575	南環境事業所	052-614-6220
守山環境事業所	052-798-3771	緑環境事業所	052-891-0976
名東環境事業所	052-773-3214	天白環境事業所	052-833-4031

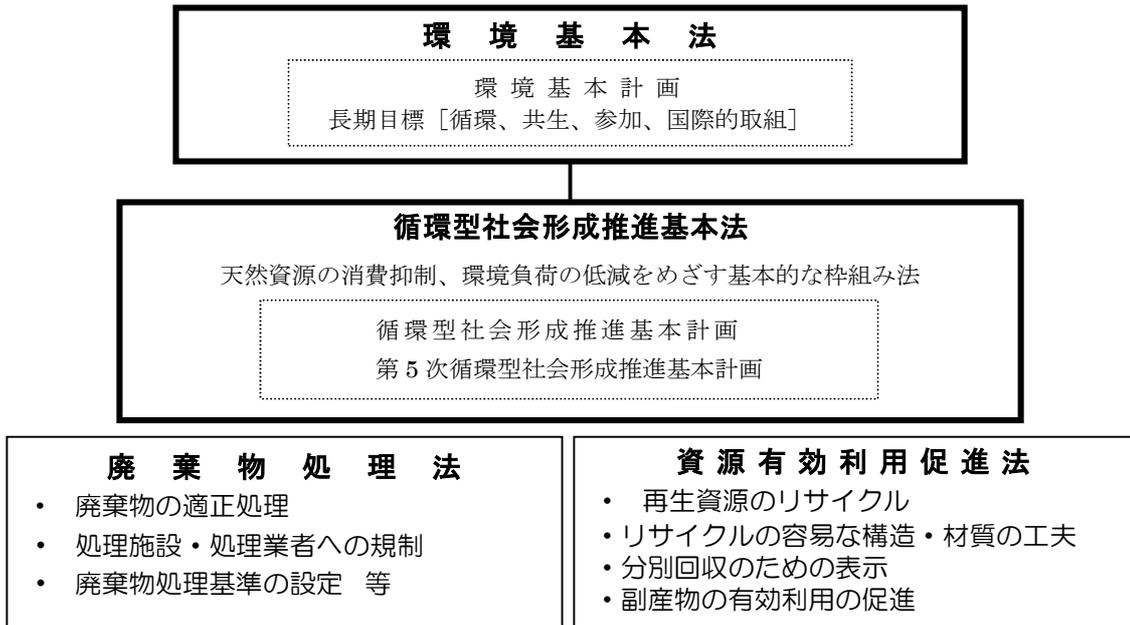
#### ○資源循環

市役所の職員が直接学校に出向き、資源循環（プラスチック問題・食品ロス削減など）に関して児童の皆さんにも身近な話題をお話しします。

詳細は、下記宛にお問い合わせください。

環境局資源循環企画課	052-972-2398
------------	--------------

## 参考 1 循環型社会形成の推進のための法体系



[個別物品の特性や素材に応じた法制度]

### 容器包装リサイクル法

- ・ 容器包装の市町村による分別収集
- ・ 容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化

### プラスチック資源循環促進法

- ・ プラスチックのライフサイクル全般での資源循環の取組みを促進

### 家電リサイクル法

- ・ 廃家電を小売店等が消費者より引取
- ・ 製造業者等による再商品化

### 自動車リサイクル法

- ・ 関係業者が使用済自動車の引取、フロンの回収、解体、破碎
- ・ 製造業者等がエアバッグ・シュレッターダストの再資源化、フロンの破壊

### 建設資材リサイクル法

- ・ 工事の受注者が、建築物の分別解体等、建設廃材等の再資源化等

### 小型家電リサイクル法

- ・ 使用済小型電子機器等を認定事業者等が再資源化

### 食品リサイクル法

- ・ 食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用等

### 食品ロス削減推進法

- ・ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進

[需要面からの支援]

### グリーン購入法

- ・ 国等が率先して再生品などの調達を推進

## 参考2 3Rの意義

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、埋立処分場の逼迫など、様々な問題に密接に関係している。

そうした問題を解決するためには、「廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられている」循環型社会を目指す必要がある。

「①リデュース(ごみも資源も元から減らす)」、「②リユース(繰り返し使う)」、「③リサイクル(ごみも資源も分けて生かす)」という3Rの実践は、次のような効果につながり、持続可能な循環型社会をつくるうえで、大変重要な取り組みである。

### 1 埋立処分場の長寿命化

本市は、焼却灰等を愛岐処分場(岐阜県多治見市)、第二処分場(港区)、愛知県が中心となって整備した衣浦港3号地廃棄物最終処分場(知多郡武豊町)で埋立処分している。

埋立処分場の埋立容量には限りがあり、また、埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく長期間を要するため、ごみを減らし、現在の埋立処分場を大切に使うことが必要である。

### 2 天然資源の消費抑制

製品の製造・流通等に必要な石油等の天然資源には限りがある。

「リデュース」、「リユース」の取り組みを進め、「必要なものを必要なだけつくる、買う」というライフスタイルが定着すれば、天然資源の使用量を減らすことができる。

また、リサイクルにより、有用な資源を回収して原材料等に活用すれば、製造段階での新たな天然資源の使用量を減らすことができる。

### 3 環境負荷の低減(CO₂排出量など)

本市では、プラスチック資源やペットボトルは、「容器包装リサイクル法」の処理ルートを活用してリサイクルしているが、これらをごみとして焼却処理すると、多くのCO₂が発生する。

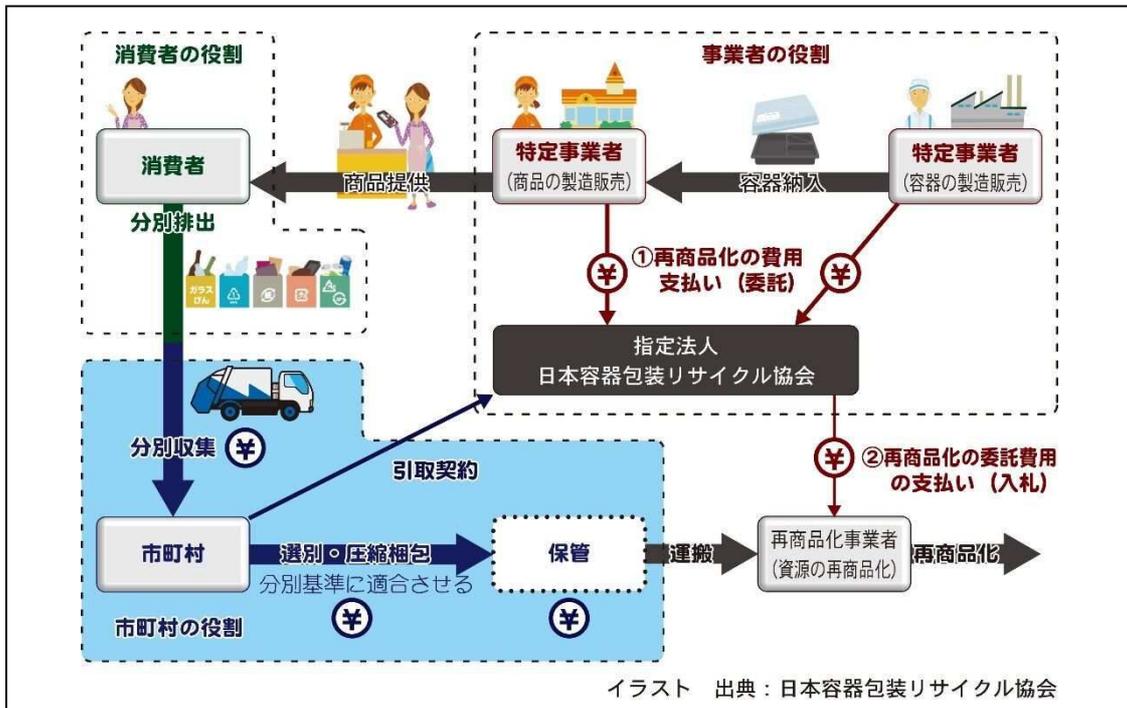
また、「容器包装リサイクル法」では、容器包装は市町村が分別収集し、異物を取り除く選別を行った後、再商品化されるが、再商品化の費用は、容器包装の製造・使用量に応じて事業者が負担している。容器包装の分別・リサイクルを進めることは、事業者責任の追求につながり、容器包装の軽量化など、容器包装の製造・流通量の削減にも寄与している。

### 参考3 容器包装リサイクル法

#### 1 容器包装リサイクル法の概要

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみのうち、容積で6割、重量では2割を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るために制定された。

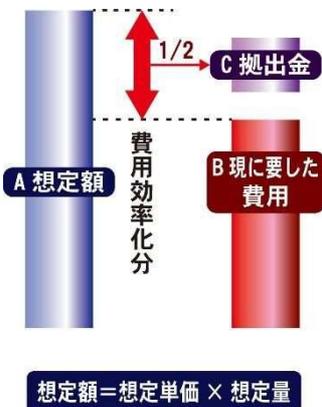
消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことをそれぞれの役割分担として定めている。



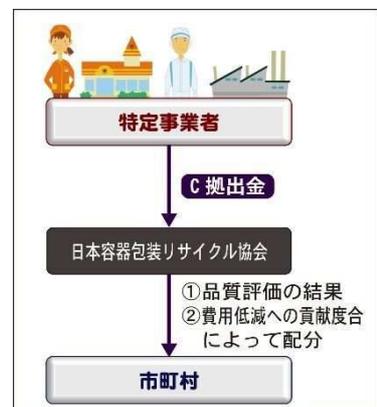
#### 2 容器包装リサイクル法の改正（平成18年度）

平成18年度の見直しでは、事業者による資金拠出の仕組みの創設や、レジ袋削減など事業者の自主的取り組みを促進するための措置が導入された。

##### ○ 事業者が市町村に資金を拠出する仕組み



毎年度の再商品化について、「現に要した費用」が当初の想定額よりも下回った場合、下回った額の1/2を「再商品合理化拠出金」として拠出する。これを賄うための「拠出委託料」として、特定事業者は容リ協に支払い、容リ協から市町村に支払われる。これが、特定事業者からの市町村への資金拠出制度である。



## 参考4 名古屋 ECO ころ隊について

児童編で表紙を飾り、内容を説明しているキャラクター「名古屋 ECO ころ隊」の紹介

名古屋の陸・海・空からやってきた  
ECOの心は E~こころ!!

# 名古屋ECOころ隊



名前：ECO モリグマ  
(えこもりぐま/エコ+子守熊)

マイボトルを持ち歩く子連れの  
コアラ。仲間の保全の為に環境意識の向上を呼びかけている。よく寝ているがエネルギーを効率良く使う為の省エネ家。



名前：ECO ルカ  
(えこるか/エコ+オルカ)

「海の王者」といわれるシャチのルーキー。海洋ごみ拾いが日課で、エコでも王者を目指す野心家。  
※ボランティア活動で道路などをきれいにするとき使用する袋



名前：ECO アース  
(えこーす/エコ+アース)

地球環境についてとっても詳しい。星の形の襟巻きは太陽光発電パネル。みんなと一緒に3Rや資源循環などについて考えるために生まれた勉強家。



めえう！循環型社会のトッピーンナー



シャチのジュンちゃん

名古屋市

令和8年度版 ごみと資源とわたしたち  
(教師用資料編)

編集・発行 名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
電話 972-2398 FAX 972-4133  
発行年月 令和8年3月  
印刷部数 1,250部

この冊子は、再生紙(古紙パルプを含む)を使用しています。